

契約不適合等に関する覚書

独立行政法人都市再生機構を発注者とし、を受注者とし
て、年 月 日締結した工事（以
下「工事」という。）の工事請負契約書（以下「請負契約書」という。）第 41 条に規定
する契約不適合及び工事請負契約において特約する保証基準（以下「契約不適合等」と
いう。）に関し、発注者及び受注者は、次に掲げる事項について、覚書を交換する。

- 1 発注者及び受注者は、請負契約書第 31 条第 4 項又は第 5 項に規定する目的物の引渡しに当たり、それぞれ契約不適合等処理担当責任者を定め、別紙様式 1 により相互に通知するものとする。発注者と受注者のいずれか一方が契約不適合等処理担当責任者を変更した場合も同様とする。
- 2 発注者の契約不適合等処理担当責任者は、技術監理担当部長又は工事に係る住宅及び施設を管轄するエリア経営センター所長又は住宅管理センター所長とし、受注者の契約不適合等処理担当責任者は、工事の請負契約を締結する事業所に常駐し、かつ、契約不適合等処理の実務を担当する組織上の責任者として契約不適合等に関する業務を行う者とする。
なお、受注者は、住棟内 LAN 設備については、請負契約書第 31 条第 4 項又は第 5 項に規定する目的物の引渡しに当たり、別紙様式 1 - 2 によりその受付体制を発注者に通知するものとする。
- 3 発注者の契約不適合等処理担当責任者は、補修箇所が契約不適合等に該当すると認めた場合は、別紙様式 2 により、受注者の契約不適合等処理担当責任者に契約不適合等の補修を請求するものとする。
- 4 受注者の契約不適合等処理担当責任者は、前項の請求を受けたときは、直ちに、現地を確認するものとする。この場合において、契約不適合等の件数等から、発注者が必要と認めたときは、受注者は、受注者の契約不適合等処理担当責任者を一定期間現地に常駐させるものとする。
- 5 受注者は、請負契約書第 52 条第 6 項（受注者の故意又は重大な過失による契約不適合）を除く契約不適合等については、受注者の指定する者に代行させることができるものとする。この場合において、受注者の指定する者は、発注者の定める資格を有する者とするものとする。
- 6 受注者は、前項の規定に基づき補修を代行させようとするとき、代行させようとする者について、予め、発注者の承認を得て、代行に関する契約を締結し、その旨を別紙様式 3 により、請負契約書第 31 条第 4 項又は第 5 項に規定する目的物の引渡しに当たり、発注者に届け出るものとする。
- 7 受注者は、前項の代行に関する契約が解除され、又は代行者が契約不適合等の補修を中止する場合には、直ちに、その旨を発注者に申し出るものとする。

この覚書交換の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 住 所
氏 名 印

受注者 住 所
会社名
代表者名 印

(別紙様式1)

年 月 日

契約不適合等処理担当責任者の通知

殿

印

年 月 日付けで交換した「契約不適合等に関する覚書」第1項の規定に基づき、
下記のとおり通知します。

記

- 1 工事名称
- 2 工 期
- 3 契約不適合等処理担当責任者

以 上

(別紙様式1-2)

年 月 日

住棟内LAN設備の契約不適合等受付体制の通知

殿

(受注者………)

印

年 月 日付けで交換した「契約不適合等に関する覚書」第2項の規定に基づき、住棟内LAN設備の契約不適合等受付体制を下記のとおり通知します。

記

1 工事名称

2 工 期

3 住棟内LAN設備の契約不適合等受付体制

- ① 連絡を受けた時点から概ね3時間程度で、現地確認を行います。
- ② 機構の営業時間外の時間において、機構の指定したインターネット接続事業者からの連絡を受けた場合、対応します。
- ③ ①, ②により対応が出来ない場合、機構の指定したインターネット接続事業者が臨機の処置を必要と判断し、処置することを承諾します。

担当部署名

連絡先 月～金 9:00～17:00 電話番号 00-0000-0000

上記以外 電話番号 00-0000-0000

以 上

(別紙様式2)

年 月 日

契約不適合等補修請求書

契約不適合等処理担当責任者 殿

契約不適合等処理担当責任者

独立行政法人都市再生機構 支社

印

下記の補修事項は、 年 月 日付けで貴殿と当機構との間で締結した工事請負契約書第 41 条に規定する契約不適合又は工事請負契約において特約する保証基準に該当すると認められるので、 年 月 日付けで交換した「契約不適合等に関する覚書」第 3 項の規定により、下記の期限内に補修するよう請求します。

記

- 1 工事名称
- 2 補修事項 別添のとおり。
- 3 補修期限 年 月 日まで

以 上

(別紙様式3)

年 月 日

契約不適合等補修の代行に関する契約について

独立行政法人都市再生機構
支社長 殿

住 所
会社名
代表者名 印

下記工事の契約不適合等に関しては、年 月 日付けで交換した「契約不適合等に関する覚書」第6条の規定に基づき と別紙のとおり、契約不適合等補修の代行に関する契約を締結したので、お届けします。

つきましては、覚書の範囲内における契約不適合等と機構が認められたものについては、直接 に契約不適合等の補修の請求をお願いします。

なお、これにより生じる一切の問題について、異議の申し立てをしないことを念のため申し添えます。

記

- 1 工事名称
- 2 代行期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
- 3 代行者 住 所
氏 名
連絡先

以 上

(別添様式第 2 号)

年 月 日

契約不適合等補修請求書

契約不適合等処理担当責任者 殿

契約不適合等処理担当責任者

独立行政法人都市再生機構 支社

印

下記の補修事項は、 年 月 日付けで貴殿と当機構との間で締結した工事請負契約書第 41 条に規定する契約不適合又は工事請負契約において特約する保証基準に該当すると認められるので、 年 月 日付けで交換した「契約不適合等に関する覚書」第 3 項の規定により、下記の期限内に補修するよう請求します。

記

- 1 工事名称
- 2 補修事項 別添のとおり。
- 3 補修期限 年 月 日まで

以 上

(別添様式第3号)

年 月 日

契約不適合等補修に関する申し入れ書

契約不適合等処理担当責任者 殿

契約不適合等処理担当責任者
独立行政法人都市再生機構 支社
印

下記の補修事項は、 年 月 日付けで貴殿と当機構との間で締結した工事請負契約書（以下「請負契約書」という。）第41条第1項ただし書（契約不適合の履行の追完に過大な費用を要するとき。請負契約において特約する保証基準において同様の規定がある場合はこれを含みます。）に規定する契約不適合と認められますので、当機構で補修することとしました。

つきましては、補修完了後、当該補修に要した費用を請求することとしましたので、あらかじめ御了承ください。

万一、このことにつき、貴殿に異議のある場合は、請負契約書第41条又は請負契約書において特約する保証基準の規定に基づき、速やかに、貴殿において補修されるよう請求します。

記

- 1 工事名称
- 2 補修事項 別添「 」による。
- 3 補修期限 年 月 日まで

以 上

(別添様式第4号)

年 月 日

契約不適合等補修成績考査表

団 地 名			
工 事 件 名			
請 負 業 者			
契約不適合等処理方法・責任者		直轄・代行：	氏 名
契約不適合責任期間		年 月 日 ~ 年 月 日	
対 象 概 要	工 法・階 数 棟 数・戸 数	(在 来 ・ P C) 棟	階 建 戸
考 査 項 目			評 価
(1) 補修工事処理状況			
(2) 入居者対応			
(3) 契約不適合等処理業務への協力度			
(4) その他 ()			
(平 均 点)			
評 定 者 (担当者)		(直 轄 ・ 委 託 :)	
(注) 評価は5点法で記入し、評価の平均は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位を記入する。			
総 合 判 定	技術監理担当部長 殿 年 月 日 契約不適合等の補修について、不可と認められるので、報告します。 住宅管理センター所長		
	不可 の具 体的 理由		
支社(地域支社)長 殿		年 月 日	
契約不適合等の補修について、不可と認められるので、報告します。		技術監理担当部長	

(注) エリア経営センターにおいて使用する場合、「住宅管理センター」とあるのは、「エリア経営センター」として使用するものとする。